

情報セキュリティ基本方針

平成19年11月 1日制定

平成21年 1月 5日改訂

平成28年 4月18日改訂

当社グループ（株式会社証券保管振替機構及び株式会社ほふりクリアリングをいう。以下同じ。）は、資本市場の重要な基盤である決済インフラとして、社会的に高い公共性・公益性・信頼性が求められることから、情報セキュリティの重要性を一層強く認識し、サイバー攻撃等のあらゆる脅威から情報資産を守ることを目的として、当社グループの情報セキュリティに関する考え方、方針として「情報セキュリティ基本方針」を制定し、公表します。

1. 情報セキュリティ管理体制の構築

企業として重要な社会的責任を担っていることを当社グループの業務に従事する役員、従業員等が認識し、社債、株式等の振替に関する法律、個人情報の保護に関する法律等をはじめとする関連法及び当社グループが定める事項を遵守することにより、情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、当社グループにおける情報セキュリティを統括する者としてCISO（情報セキュリティ統括責任者）を設置するとともに、CISOを中心とした情報セキュリティ管理体制を構築します。

2. 情報セキュリティ対策を徹底したシステムの実現

情報資産に対する不正な侵入、漏洩、改ざん、紛失、破壊、利用妨害等が発生しないよう、徹底した対策を講じます。

3. 情報セキュリティに関する知識の向上

業務に従事する役員、従業員等にセキュリティ教育及び訓練を徹底し、当社グループの情報資産に関わる全員が、情報セキュリティに関する知識を持って業務を遂行できるようにします。

4. 内部監査体制の整備・充実

情報セキュリティ対策の実施状況、関連法の遵守状況について点検及び内部監査します。また、刻々と変わる状況に対応できるよう、見直しを行います。

5. 契約の相手方への管理体制強化

情報の取扱いを外部の者に行わせる場合には、対象業務の安全性や信頼性を十分に確保できる契約の相手方を選定し、定期的な報告等によって確認するとともに、契約の相手方からの情報漏洩を防止します。